

第3章 史跡の本質的価値

第1節 史跡福原長者原官衙遺跡の本質的価値

福原長者原官衙遺跡は極めて重要な遺跡であると評価され、史跡に指定されたが、その本質的価値は以下の4点に整理できる。

① 九州最大級の官衙政庁

本史跡の政庁は、成立段階であるⅠ期の段階に、政庁の外郭をなす区画溝が東西約128m、南北135m以上の長方形に巡る。次段階のⅡ期（8世紀初頭）には区画溝は一旦埋め戻され、改めて一辺約150mの正方形の範囲を囲む規模に拡大する。図3-1-1はⅡ期の復元図である。地方官衙として一般的な郡衙の政庁は一辺50m程度、国府の政庁は100m程度が標準であることを考えると突出して大きい。西海道（九州）諸国を統括する九州最大の地方官衙である大宰府政庁のⅡ期官衙の整備を8世紀前半とみると、それ以前は本史跡Ⅱ期の政庁が大宰府をしのぐ九州最大の官衙政庁であった。

また政庁正門の構造に注目すると、西海道では国府政庁には八脚門、郡衙の政庁には四脚門が用いられる。本史跡Ⅱ期の南門も八脚門である。敷地の広さや南門の構造から、本史跡は国府、またはそれ以上の官衙の政庁だと考えられる。

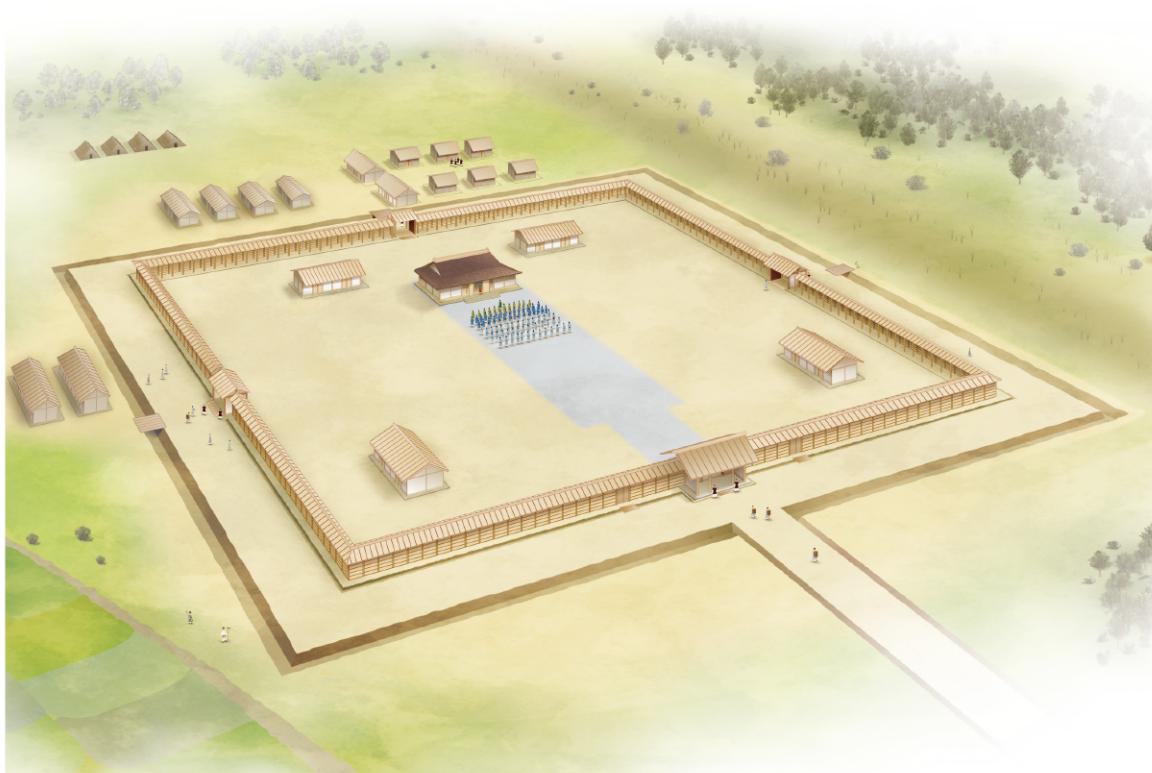


図3-1-1 福原長者原官衙遺跡Ⅱ期政庁復元図（現段階での推定）

②「日本」誕生の時代を象徴する遺跡

わが国は大宝律令の施行(701年)をもって古代国家が成立し、それまでの「倭」を改め「日本」という国号を名乗ったとされる。本史跡はII期の造営が8世紀初頭、その前段階であるI期の造営は7世紀後半にさかのぼると考えられ、まさに「日本」誕生の時代の官衙政庁であると言える。

この時代には地方支配に関する大きな変革があり、諸国の国府の成立が大宝律令の施行以後(8世紀)か、以前(7世紀末)かが議論になっている。7世紀末に造営された官衙政庁である本史跡は、国府の成立過程を考える上で極めて重要な遺跡である。

この頃の九州の状況を見ると、南九州の隼人の反乱が頻発するようになり、8世紀初めにかけて隼人の同化のために豊前国から入植者を送り込み、豊前守(豊前国の大長官)の宇奴首(おひと)が軍を率いて反乱を終結させるなど、豊前国が重要な役割を果たしている。

この時期の古代国家は、大陸と半島に面した九州西側に大宰府政庁、都に面した東側に本史跡の官衙政庁を配置し、二つの拠点で九州を治める構想を持っていたのではないだろうか。

③藤原宮と共に通する最先端の国家的デザイン

本史跡のII期に区画溝の内側を一辺約120mの正方形に巡る回廊状遺構は、皇極天皇の飛鳥板蓋宮と推定される飛鳥宮跡(奈良県明日香村)II期遺構や、齊明天皇の石湯行宮と推定される久米官衙遺跡群(愛媛県松山市)にも見られる遺構である。さらに、区画溝と回廊状遺構の間には幅約12mの空閑地が設けられている。官衙政庁の莊厳さを演出する意図で設けられた施設であると思われるが、これは当時の都・藤原京の王宮、藤原宮にならった設計だと考えられる。このような空閑地は東北地方の太平洋側を支配した城柵官衙であり初期の陸奥国府と推定される仙台郡山官衙遺跡(宮城県)のII期官衙にもみられ、古代国家が日本列島の東と西で中央の権威を示そうとした構想を読み取ることができる(図3-1-2)。また、区画溝がI期段階で幅約3m、II期段階で幅約5mと幅広いことから、軍事的な性格を持っていった可能性も考えられる。



図3-1-2 藤原京とその設計にならった
地方官衙遺跡

④豊前国の歴史的役割を象徴する遺跡

本史跡の官衙政庁は成立年代の早さや大規模で特殊な形態を勘案すると、一般的な国府とは異なる特別な官衙として成立した可能性が高い。

この官衙が設置された豊前国は、九州の北東岸であると同時に瀬戸内海の西端に接する地域でもある。畿内から見ると、瀬戸内海を西に航行して九州に最初に上陸する地点である。豊前国のなかでも京都平野沿岸は入り江となり、天然の良港と言うべき地形で、海上交通の拠点として最適であった。九州最古級の前方後円墳である石塚山古墳や延永ヤヨミ園遺跡出土の木柵など、この地が畿内文化の九州への玄関口であったことを示す文物が多い。さらに京都平野周辺には古代山城・御所ヶ谷神籠石(国史跡)、平安時代の豊前国府跡(福岡県史跡)、古代官道など、国家が関与した遺跡が集中し、古代国家がこの地を要衝として重要視している。

たことは明白である（図3-1-3）。福原長者原官衙遺跡という特殊な官衙が設置されたのも、この地の重要性と深く関わっていると考えられる。

本史跡は、古代国家成立期における豊前国の果たした歴史的役割を鮮明にすると同時に、京都平野がその中心的機能を早い段階から担ってきたことを示す重要な遺跡である。

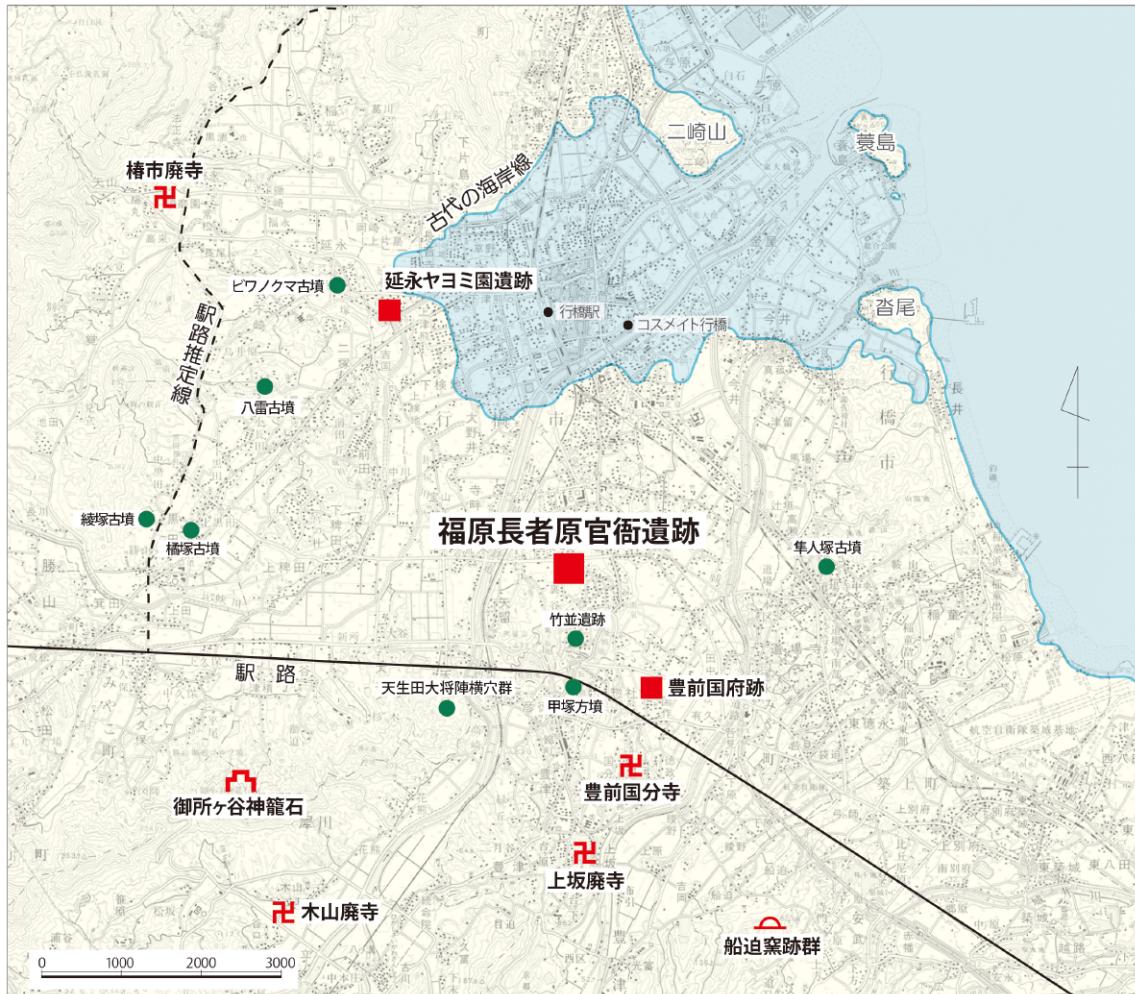


図3-1-3 京都平野の主な古代遺跡 國土地理院地図を加工

第2節 構成要素

本史跡を構成する要素には、発掘された遺構そのものや現代の構造物のみならず、史跡指定地の周辺をとりまく古代から現代までの環境も含まれる。以下に本史跡を構成する要素についてまとめる。

(1) 史跡の価値を構成する枢要の諸要素（図3-2-1）

掘立柱建物（正殿地区大型建物、脇殿、東西棟建物、門など）、区画溝、回廊状遺構など官衙に関連する遺構および遺構は存在しないが官衙と周辺地域を視覚的に隔絶して官衙をより莊厳に見せる機能を有すると考えられる空閑地である。

(2) 史跡の価値を構成する枢要以外の諸要素（図3-2-2）

① 史跡の価値に関係する要素

官衙が造られ、機能した7世紀末から8世紀以外の時期に形成された遺構である。

② 史跡の価値に直接関係しない要素

ア) 史跡に関連する資産

史跡の価値には直接関係しないが、史跡の価値を説明する役割を持つ資産である。南門広場の史跡を解説する諸設備がこれにあたる。

イ) 史跡に関連しない資産

住宅や造成地、農地、酪農業の牛舎、東九州自動車道、県道長尾稗田平島線など、近現代に形成された建物・構造物等である。

(3) 史跡の周辺環境を構成する諸要素（図3-2-3）

本史跡の周辺は緩やかな起伏があり、谷を堤でふさいで築かれたため池が点在する。東西に英彦山山系を源とし、周防灘に注ぐ祓川、今川などの河川が流れ、南西の矢留山の尾根から本史跡を見下ろすことができる。

歴史的には、豊前国府跡、御所ヶ谷神籠石^{はらい}、延永ヤヨミ園遺跡^{のぶなが}といった官衙関連遺跡、豊前国分寺、椿市廃寺、上坂廃寺、木山廃寺、菩提廃寺といった古代寺院遺跡など、豊前地方の公的な施設の遺跡が数多く分布している。また律令期の前段階に造られた大規模な首長墓である甲塚方墳や橘塚古墳、国内最大級の横穴墓群である竹並遺跡、豊前国分寺などに瓦を供給した船迫窯跡群などがある（図1-1-3）。

現在史跡指定地一帯は住宅地や農地となっており、東九州自動車道、県道、市道などが通り、それらに付帯する施設が存在する。

表3-2-1 史跡を構成する要素

(1) 史跡の価値を構成する 枢要の諸要素	(2) 史跡の価値を構成する枢要以外の諸要素		
	①史跡の価値に関係する要素	②史跡の価値に直接関係しない要素	
官衙に関連する遺構	官衙に関連しない遺構	ア) 史跡に関連する資産	イ) 史跡に関連しない資産
○掘立柱建物 正殿地区大型建物／脇殿／東西棟建物	○石棺墓（弥生時代） ○土坑（古墳時代） ○土壙状遺構 ○地割痕跡	○南門広場 解説版／ベンチ／側溝／フェンス／車止め ○道路標識（県道）	○東九州自動車道 擁壁／フェンス／植栽 ○県道・市道・里道 電柱／カーブミラー／照明灯／道路標識／道路防護柵／側溝／埋設管 ○水路 ○住宅地 建物／植栽／浄化槽 ○酪農地 牛舎／倉庫／酪農業設備／植栽／牧草地
○門 南門／東門			
○遮蔽施設 回廊状遺構／柵			
○溝 区画溝／雨落ち溝			
○堅穴建物			
○井戸			
○土坑 鋳造関連土坑			
○整地層			
○水路			
○道路状遺構			
○政庁に隣接する空閑地			
(3) 史跡の周辺環境を構成する諸要素			
地形的環境		歴史的環境	
○自然地形 山／谷／川／海	○人口地形 ため池	○古代官道 ○港湾遺跡 ○古代寺院 ○古代山城 ○窯 須恵器窯／瓦窯 ○墳墓 古墳／横穴墓 ○その他の官衙関連遺跡	
地域環境を構成する資産			
○住宅地 建物／植栽／浄化槽 ○道 電柱／カーブミラー／照明灯／道路標識／道路防護柵／水路 ○農地 水田／畑			

(1) 史跡の価値を構成する枢要の諸要素

(官衙に関する遺構)



A. 正殿地区大型建物

行橋市教育委員会 2016 より



B. 正殿地区東側建物群

行橋市教育委員会 2016 より



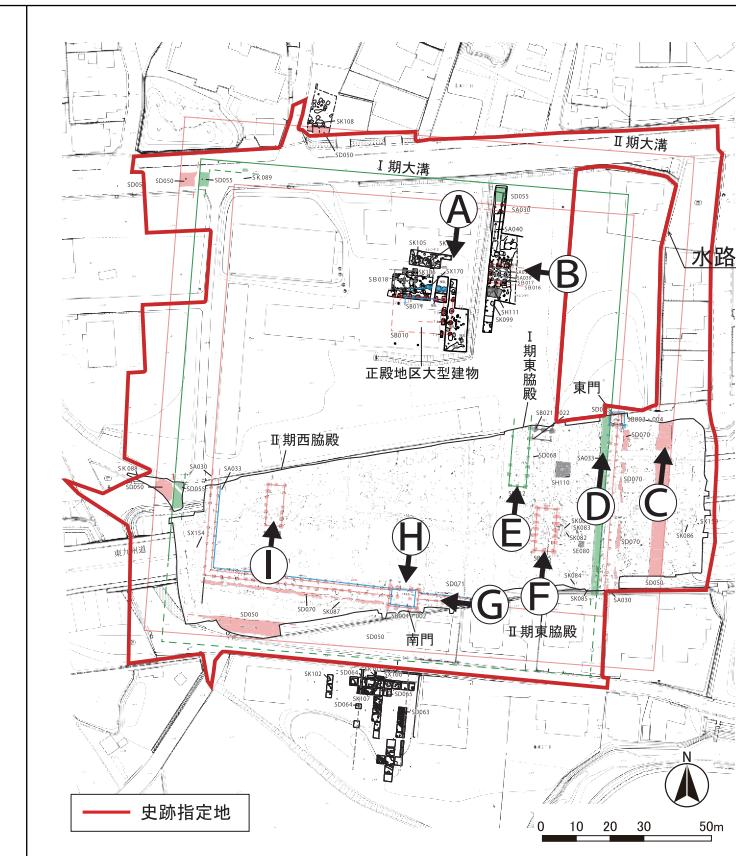
C. II期大溝断面

九州歴史資料館 2014 より



D. I期大溝断面

九州歴史資料館 2014 より



遺構配置図



E. I期東脇殿

九州歴史資料館 2014 より



F. II期東脇殿

九州歴史資料館 2014 より



H. 南門跡

九州歴史資料館 2014 より



I. II期西脇殿

九州歴史資料館 2014 より

G. II期回廊状遺構・南門跡

九州歴史資料館 2014 より

図 3-2-1 史跡の価値を構成する枢要の諸要素

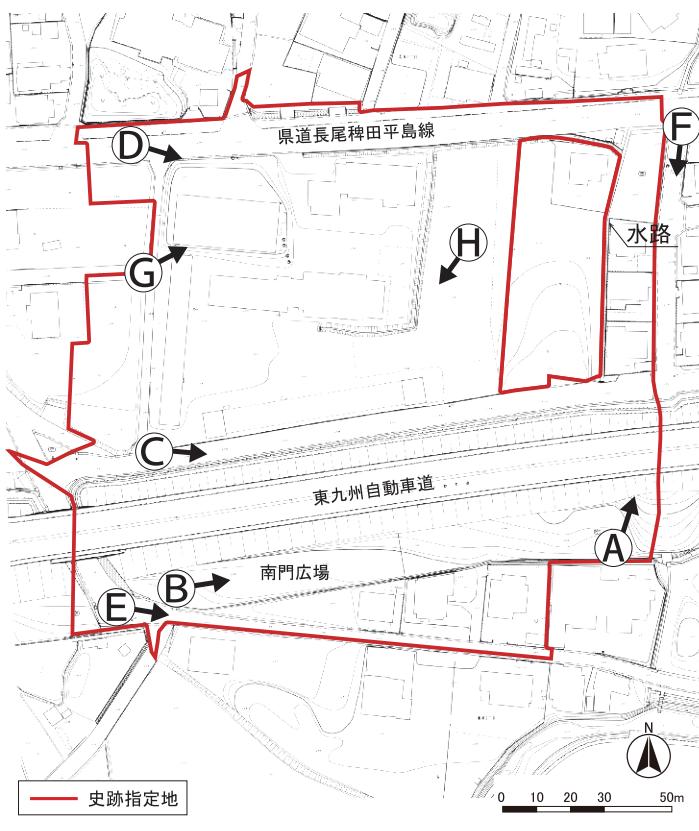
(2) 史跡の価値を構成する枢要以外の諸要素	
① 史跡の価値に関係する要素 (官衙に関連しない遺構)	 <p>A. 地割痕跡断面 九州歴史資料館 2014 より</p>
② 史跡の価値に直接関係しない要素 (官衙に関連しない遺構)	 <p>史跡指定地周辺図</p>
ア) 史跡に関連する資産	 <p>B. 南門広場 解説板／ベンチ／側溝／フェンス／車止め</p>
イ) 史跡に関連しない資産	 <p>C. 東九州自動車道 擁壁／フェンス／植栽</p>  <p>D. 県道長尾稗田平島線 電柱／カーブミラー／照明灯／道路標識／道路防護柵／水路／側溝升</p>  <p>E. 市道寄原・下寄原線</p>
F. 住宅地	 <p>F. 住宅地 建物／植栽／浄化槽</p>
G. 酪農地 牛舎	 <p>G. 酪農地 牛舎</p>
H. 牧草地	 <p>H. 牧草地 牛舎／倉庫／酪農業設備／植栽／牧草地</p>

図3-2-2 史跡の価値を構成する枢要以外の諸要素

(3) 史跡の周辺環境を構成する諸要素

地理的環境



矢留山

福原長者原官衙遺跡を見下ろすことができる山



今川

福原長者原官衙遺跡の西に今川、東に祓川・江尻川が流れる



長池

福原長者原官衙遺跡南東のため池
春は堤の桜を楽しむことができる

歴史的環境



延永ヤヨミ園遺跡

草野津に関連するとみられる大規模な集落遺跡 九州歴史資料館提供



竹並遺跡

5～7世紀の横穴墓900基以上が調査された日本最大級の横穴墓群



御所ヶ谷神籠石

7世紀後半頃に築かれたと考えられる古代山城



椿市廃寺

7世紀後半に旧京都郡に建立された古代寺院



菩提廃寺

8世紀後半に旧京都郡に建立された古代寺院 みやこ町提供



甲塚方墳

6世紀末頃に築造された東西46.5m南北36.4mの方墳 みやこ町提供



綾塚古墳

7世紀前半に築造された、石室全長が19mにおよぶ巨石墳 みやこ町提供



船迫窯跡

周辺の古代寺院に瓦を供給した窯跡 築上町提供



古代官道を踏襲した道

古代律令国家が整備した道（写真は甲塚方墳付近）



木山廃寺

7世紀後半に旧仲津郡に建立された古代寺院 みやこ町提供



豊前国府跡

福原長者原官衙遺跡の後に豊前国を統治した官衙 みやこ町提供



豊前国分寺

8世紀後半には建立されていたとみられる古代寺院 みやこ町提供

図 3-2-3 史跡指定地の周辺環境構成する諸要素

第4章 史跡指定地と周辺地域の現状と課題

第1節 保存管理（図4-1-3）

福原長者原官衙遺跡の史跡指定地のうち、発掘調査が行われた土地は約37%である。指定地外の調査面積はまだごくわずかである。

調査の結果、住宅地であった部分も含めて遺構の保存状態は良好であった。ただし調査地点によっては現地表面から遺構面までの深さが約30cmしかないため、地権者の協力を得て慎重に保護していく必要がある。

東九州自動車道用地は発掘調査後、遺構保護のために厚さ20cmの真砂土を敷き、その上で通常の埋め戻しを行い、用地の北側に盛土工法で道路を建設している（図4-1-1、2）。用地南側は将来の4車線化拡幅工事予定地で、4車線化実施の際には前回と同様の工法によって遺構を保護し、活用の面では別の土地の公有化や整備によって新たな活用拠点の確保が必要となる。

道路、住宅、酪農地は当面現状のまま使用を続けるので、今後も水道管や浄化槽の埋設等、現状変更が想定される。

また、官衙政庁の範囲で本来史跡指定すべき土地が未指定のまま残っている部分がある。

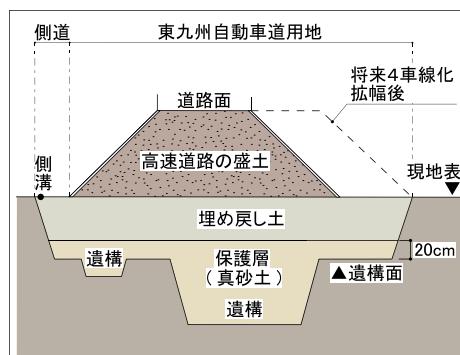
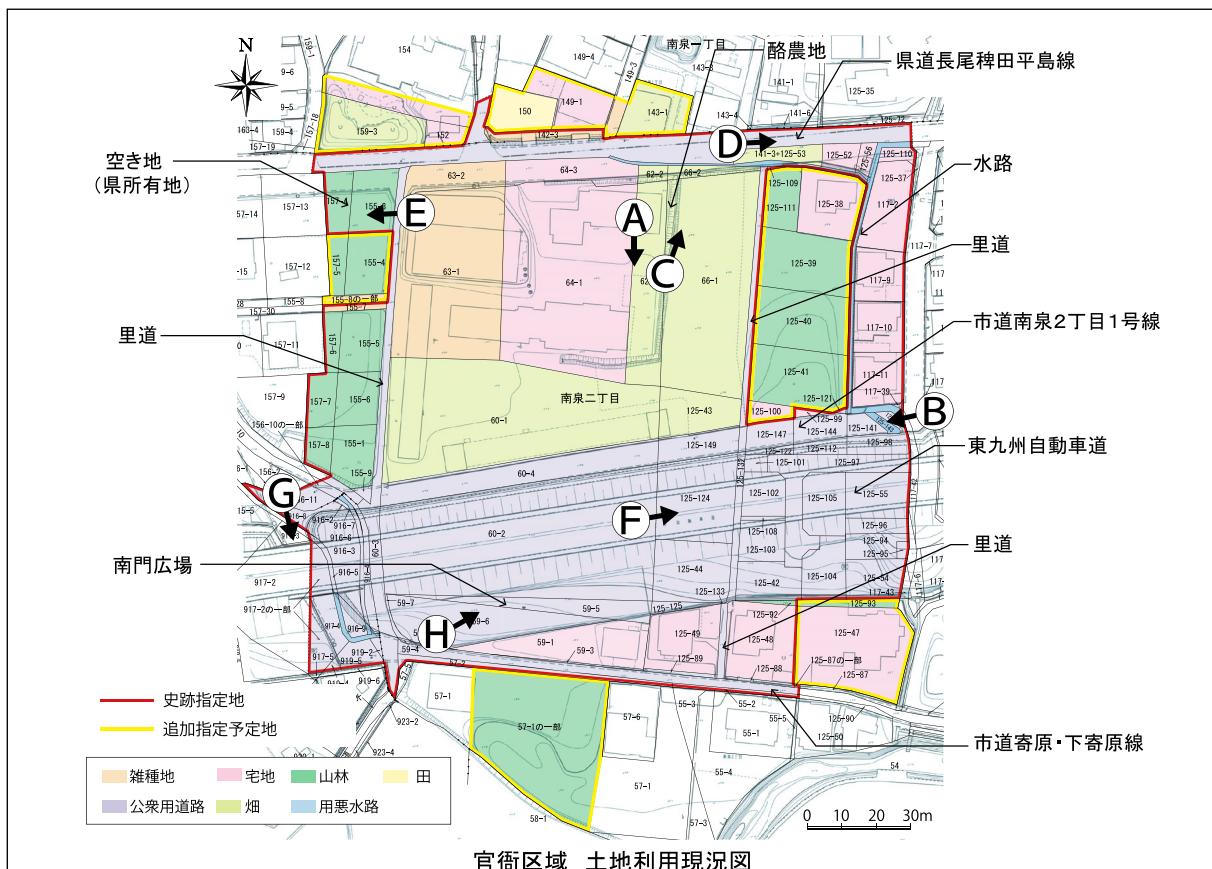


図4-1-1 東九州自動車道直下遺構断面モデル図



図4-1-2 遺構保護層施行状況 九州歴史資料館提供



官衙区域 土地利用現況図



A. 正殿地区（現状）



A. 正殿地区(平成25・26年度調査時)



B. 市道南泉2丁目1号線



C. 東西棟建物跡



D. 県道長尾稗田平島線



E. 空き地（県所有地）



F. 東九州自動車道（遺跡付近）



G. 東九州自動車道高架下



H. 南門広場

図 4-1-3 史跡指定地現状図

第2節 活用

本史跡に関して、これまで発掘調査中の現地説明会、行橋市歴史資料館での企画展、シンポジウム（図4-2-1）、指定記念講演会などのイベントを開催した。これらのイベントへの参加者は多いが、歴史に興味がある層が主体であって一般層へのひろがりに欠け、本史跡が十分に周知されたとは言えない。行橋市歴史資料館の常設展示室に本史跡のコーナーを設けているが、現状では展示品が少ないという問題がある。解説の充実や周辺関連遺跡との関係性の説明、復元映像の作成など、より本史跡の価値をわかりやすく伝える工夫が必要である。

学校教育や社会教育と連携して、市内の歴史や文化財に関する出前授業や現地解説を行っているが、本史跡の紹介や解説について学校の教員に対する研修も含めて、さらなる充実が必要である。

また本史跡を紹介するリーフレットを刊行し、史跡現地のほか行橋市役所や行橋駅観光物産情報コーナー等で配布している。

現在、遺跡見学等の史跡現地での活用は、説明板の設置や地面に遺構表示などの仮整備をした「福原長者原官衙遺跡 南門広場」で行っている。しかし、この土地は東九州自動車道の4車線化用地であるため、将来4車線化工事が実施される際には土地を返還しなくてはならない。南門広場以外は道路や民有地で、史跡の保存活用を目的とした公有地が無く、活用拠点がないため、別に拠点を整備する必要がある。また指定地は東九州自動車道が横断しており、南北の行き来が困難である（図4-2-2）。本史跡を東九州自動車道の南北で一体的に活用する際には、往来する来訪者の安全確保を検討する必要がある。

本史跡までの交通手段については、自家用車を駐車できるスペースが現在南門広場にあるが、スペースの狭さや県道からの進入路の狭さ、上述のとおり南門広場が恒久的に利用できるわけではないといった問題がある。利用しやすく、十分に広い駐車場の整備が必要である。

公共交通機関は本史跡から最寄り鉄道駅までが約1km、最寄バス停までが約400mである。バスは行橋駅発着で1日往復7便である。本史跡間近へのバス停の設置やバスの増便が望まれる。



図4-2-1 シンポジウムの開催
(行橋市)



図4-2-2 史跡指定地内を走る東九州自動車道
(北側から)

第3節 整備

現在、本史跡では東九州自動車道の拡幅予定地を借用して仮整備を行い、南門広場として公開している(図4-3-1)。南門広場では遺跡の説明板やベンチを設置しているほか、遺構表示を行っている(図4-3-2)。しかし、現在の限られた範囲の平面的な遺構表示では、本史跡の官衙のかつての姿を想像しにくい。来訪者に官衙政府の当時の姿を理解してもらえるような工夫が必要である。また南門広場の土地は東九州自動車道の拡幅が実施されると返還しなければならない。

本史跡への案内標識を1基県道に設置しているが、来訪者を本史跡に誘導するには十分でない。



図4-3-1 仮整備した南門広場



図4-3-2 南門広場の遺構表示



図4-3-3 南門広場に設置した説明板

第4節 運営

本史跡の整備や日常管理は主に行橋市が行い、現地解説は市とガイドボランティア団体が行っている。本史跡の永続的な運営や活用促進のためには、日常管理やイベント開催に地域住民をはじめ多様な団体の参加を促進する必要がある。

第5章 基本理念および基本方針

福原長者原官衙遺跡を適切に保存するとともに、有効に活用していくことを目的に策定する本計画の基本理念および基本方針を以下に示す。

第1節 基本理念

本史跡は豊前国、あるいはより広い地方を治めた、古代国家形成の過程で重要な役割を担ったと考えられる官衙の政庁であった。そのような官衙が置かれた京都平野は、ほかにも古代の重要施設であった遺跡が多数集中して存在する地域でもある。そこで本史跡を、「地域の魅力を発見する場」として、地域が魅力に満ちた豊かな歴史を持っていることを学ぶことができるよう、学校教育や生涯学習に活用する。

また、かつてこの官衙政庁を多くの人々が行きかったように、「地域の憩いと交流の場」として地域住民をはじめとする多くの人が訪れ、快適な時間を過ごし、あるいは集って交流し、健康づくりの軽い運動や地域のイベントなどにも気軽に活用できる空間にする。

さらに、地域住民がこの史跡をとおして地域に対する愛着や誇りを深め、地域の魅力をより広く発信していくことを目指し、本計画の基本理念を「九州最大級の官衙遺跡を未来に伝え、地域の魅力を発信する場とする」と定める。

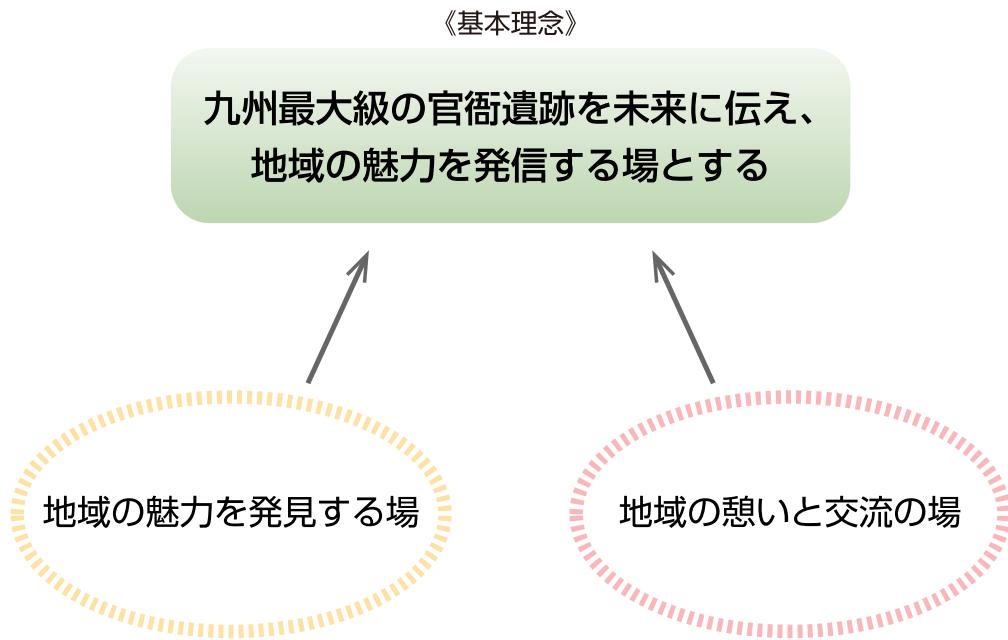


図 5-1-1 基本理念概念図

第2節 基本方針

基本理念を具現化するために、保存管理・活用・整備・運営・体制についての基本方針を以下のとおり定める。

(1) 保存管理

地域の歴史的重要性を物語る本史跡を確実に保存するため、土地の公有化や追加指定を進め、関連する周辺地域も含めて保存管理を図る。遺跡の未調査部分については官衙の全体像を把握するとともに、適切な史跡保護の方法を検討するため、必要に応じて発掘調査を行う。本史跡指定地内には市道・県道・高速道路などといった公共インフラが多数存在することから、史跡の管理者である行橋市と関係機関、土地所有者等との調整を密にし、本史跡の保存を図る。

(2) 活用

児童や生徒を含む市民や来訪者が本史跡の特徴や歴史的価値を理解するとともに、親しみや魅力を感じることができるように多様な活用を積極的に行う。さらに本史跡の価値がより明瞭になるよう、京都平野や豊前国といった広域の史跡や施設と連携した活用を進める。

一方で歴史学習や観光だけでなく、健康づくりや地域活動の場としての活用も積極的に受け入れ、人が集まり多彩な活動ができる場となることを目指す。

(3) 整備

史跡の保存を目的とした整備のほか、調査の成果に基づき古代の官衙政庁の規模や姿、担った役割を分かりやすく伝えるための整備を行うとともに、見学者、利用者の安全確保や利便性の向上も図る。本史跡を横断する東九州自動車道部分も史跡に指定され、地下に遺構が保存されていることから、史跡と東九州自動車道とが共存する景観整備を検討する。

また、京都平野や豊前国一帯に存在するさまざまな歴史的資源を繋ぎ、魅力を高めあう整備を目指す。

(4) 運営・体制

史跡の保存管理・活用・整備を適切かつ効果的に行うように努める。運営の中心は行橋市教育委員会であるが、史跡に対する愛着や誇りを感じ、深めてもらうため、地域住民や様々な団体と広く連携する。活発で円滑な運営を行うために関連団体が情報共有し、参加できる仕組みづくりを行う。